

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年10月20日(2011.10.20)

【公表番号】特表2010-538020(P2010-538020A)

【公表日】平成22年12月9日(2010.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2010-049

【出願番号】特願2010-523239(P2010-523239)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/02	(2006.01)
A 6 1 P	9/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/02	(2006.01)
A 6 1 K	9/06	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/02	
A 6 1 P	17/02	
A 6 1 P	9/00	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 K	47/02	
A 6 1 K	9/06	

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月5日(2011.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それを必要とする対象において創傷の治療、血管新生、または内皮細胞増殖および/または遊走の促進に使用する B 2 クリスタリンタンパク質または B 2 クリスタリンタンパク質の血管新生断片。

【請求項2】

前記タンパク質は、B 2 クリスタリンまたは B 2 クリスタリンの血管新生断片の修飾形態である、請求項1に記載のタンパク質。

【請求項3】

前記タンパク質は、B 2 クリスタリンの血管新生断片である、請求項1または2のタンパク質。

【請求項4】

前記血管新生断片は、B 2 クリスタリンのエラスターーゼ切断産物である、請求項3のタンパク質。

【請求項5】

前記タンパク質は、ウシもしくはヒツジクリスタリンタンパク質またはウシもしくはヒツジクリスタリンタンパク質の血管新生断片である、請求項1から4のいずれか1項に記載のタンパク質。

【請求項6】

創傷の治療に使用する請求項1から5のいずれか1項に記載のタンパク質またはタンパ

ク質の断片。

【請求項 7】

前記クリスタリンタンパク質は、眼水晶体 B 2 クリスタリンタンパク質または眼水晶体 B 2 クリスタリンタンパク質の血管新生断片である、請求項 1 から 6 のいずれか 1 項に記載のタンパク質。

【請求項 8】

前記タンパク質またはタンパク質の断片は、前記対象に局所投与するために局所的に受け入れられる組成物として提供される、請求項 1 から 7 のいずれか 1 項に記載のタンパク質。

【請求項 9】

薬学的に許容できるキャリアと共に、少なくとも 1 つの B 2 クリスタリンタンパク質または前記クリスタリンタンパク質の血管新生断片を含む、対象において創傷を治療し、または血管新生、内皮細胞増殖および / または遊走を促進する医薬組成物。

【請求項 10】

前記タンパク質は、B 2 クリスタリンまたは B 2 クリスタリンの血管新生断片の修飾形態である、請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 11】

前記タンパク質は、B 2 クリスタリンの血管新生断片である、請求項 9 の組成物。

【請求項 12】

前記血管新生断片は、B 2 クリスタリンのエラスターーゼ切断産物である、請求項 11 の組成物。

【請求項 13】

前記タンパク質は、ウシもしくはヒツジクリスタリンタンパク質またはウシもしくはヒツジクリスタリンタンパク質の血管新生断片である、請求項 9 から 12 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 14】

前記対象に局所投与するために局所的に受け入れられる組成である、請求項 9 から 13 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 15】

前記 B 2 クリスタリンは、眼水晶体クリスタリンタンパク質または眼水晶体クリスタリンタンパク質の血管新生断片である、請求項 9 から 14 のいずれか 1 項に記載の組成物。